

正しい健康保険の使い方

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧と健康保険

ご確認ください!

健康保険が 使える要件



はり きゅう の場合

慢性病で医師による適切な治療手段がない場合に限り、健康保険が使えます。

医師が交付する施術への「同意書」が必要です。

[対象となる傷病]

神経痛

リウマチ

頸腕症候群

五十肩

腰痛症

頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチ等と同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては、上記以外でも認められることがあります。

あんま マッサージ 指圧 の場合

医療上、施術を必要とする症例に限り、健康保険が使えます。

医師が交付する施術への「同意書」が必要です。

[対象となる主な症状]

筋麻痺

関節拘縮

など

ただし、可動域の拡大等、症状の改善を目的としていること。

ご注意ください

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術は、医師が同意した場合に限り保険適用となるため、単に本人が希望して受ける場合は健康保険の対象とはなりません。



日常の疲労回復や慰安を
目的とするとき

最近疲れてるわぁ...。
そういえば、健康保険を使って
安く「はり」や「マッサージ」も
受けられるっていう看板を見たわ。
ちよっと行ってみようかな?

こんなときは
健康保険が
使えません!

病院で治療中で、
薬やシップももらっているけど、
「はり」や「きゅう」も
やってもらおう。
健康保険を使えば安いし。



病院で同じ傷病について
治療を受けているとき

※診察・検査・同意書の交付を除く。

お願い

療養費は健康保険法 第 87 条により健保組合が認めた場合に支給することとされており、適正な保険給付のため、電話や文書による確認をさせていただくことがあります。ご協力をお願いします。